

21世紀24条改憲論の行方 ～「夢を持て」と励まされ、「夢を見るな」と笑われる¹～

A revised design of constitution Article 24 : a dream realized or ruined?

北田京子

HIKITA KYOKO

I はじめに

1946年11月3日に日本国憲法が公布されて60年。この間、復古的改憲論から「福祉国家的」改憲論まで様々な改憲案が提案されたが、議席の3分の2という憲法改正手続きのハードルは高く、いずれの改憲案も国会から発議されることはなかった。しかし、90年の湾岸戦争以来、日米安保体制の強化の中で9条改正の声が強くなり、1999年8月には衆・参両議院に「憲法改正調査会」が設置され、憲法「改正」は全面的な改憲構想として新たな段階に入ってきた。

特に21世紀に入って本格化した改憲論においては、9条だけでなく家族に関する規定（24条改変）が改憲の課題として浮上してきた。なかでも、「婚姻・家族における両性の平等規定の見直し」を打ち出した自民党の憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」（2004年6月、以下「自民党論点整理」と記す）は、女性たちに大きな衝撃を与え、自民党内部にも波紋をもたらした。しかしこの動きは、その数年前から繰り返されていた「ジェンダー・フリー」という言葉への攻撃や、「ジェンダー」という用語の使用制限要求、これに続く男女共同参画社会基本法の改変をもとめる動きともつながっていた。そこで共通しているのは、90年代以降、少子高齢化など、日本社会の構造変化の対応策として進められてきた「家庭内の男女平等化」即ち、性別役割分業社会見直しの動きに対するバックラッシュ（反動、振り戻し）である。

本稿は、このような21世紀改憲論における家族条項見直し論の意味とねらいを検討したうえで、憲法24条の現代的意義について考察することを目的とする。もっとも、家族条項を改変する案は、1950年代改憲論においても保守派によって提起してきたもので、その内容と方向性は現代改憲論においても同質のものだと認識している。即ち、国民の福祉を家族内部の機能に押し戻し、軍事を中心課題とする国家に忠実な国民を育成・動員するために、家族内部を性別・長幼によって序列化し、そのような家族を保護・強化するというものである。

1 このサブタイトルは、2003年7月23日に成立した「少子化社会対策基本法」が、「家庭や子育てに夢をもち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努める責務」を国民の責務と定めていることを意識して付したものである。セリフの出所は、2005年からオンエアされている「大分むぎ焼酎二階堂」のCM「砂丘の図書館」編から。同焼酎の歴代CMは「はじめてなのになぜか懐かしい」エッセンスをもっていると静かなブームになっている。

CM ファンクラブのページ：<http://homepage1.nifty.com/laboratory/nikaidouCM/index.html>

II 男女平等政策とバックラッシュ

1. 憲法24条の制定とその意義

憲法の24条の改変がなぜ女性たちに衝撃を与えたかを説明するには、その条文が戦後社会形成において果たした意義を振り返ることから始めなければならない。

女性に関する日本国憲法の条文の中でも、その核心をなすのは次の二つの条文である。

まず、憲法第14条は、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」として、女性の男性に対する平等を明白に保障する。

第二に、憲法24条は、「婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」として、男女の平等を公的範囲だけでなく、家族という私的な領域でも保障しているのである。

この規定は、14条よりも一層急進的であり、家族に関する規定を持っている諸外国の憲法の中でも、当時のソ連やポーランドのような共産圏の憲法を除けば、これに近いものは皆無だといわれている²。なぜなら、近代法は市民社会を「公共圏」と「家族圏（親密圏）」に二分する公私二元論をとり、「自由・平等」という近代法の基本原理が貫徹する領域を「公共圏」に限定しているからである³。その公共圏における「自由・平等」の享受者は事实上男性であり、行為主体である男性が近代的人格のモデルである。そして、「家族圏（=親密圏）」は事实上女性に限定され、「家族圏」は自然によって作られる「前政治的」な「私的領域」と捉えられた⁴のである。

このような急進的な実験が何故占領下の日本で可能だったのだろうか。憲法24条が、当時GHQの民生局員であったペアテ・シロタ・ゴードン（当時22歳）という類まれなる女性によって書かれたことは、今ではよく知られている。彼女の草案の中には、現在の24条に該当する条文以外にも「妊娠と幼児をもつ母親は国から保護をうける。必要な場合は既婚未婚を問わず、国から援助が受けられる」「非嫡出子は法的に差別を受けず、法的に認められた嫡出子同様に身体的、知的、社会的に成長することにおいて権利をもつ」「公立、私立を問わず、児童は医療、歯科、眼科を無料で受けられる」といった社会権的権利に関する規定もあったが、その大部分がGHQ内部の検討の段階で削除されている⁵。

GHQのこうした削除は、当時の日本政府に男女平等を認めさせること自体困難なことだったか

2 スーザン・J・ファー「女性の権利をめぐる政治」p.465

3 浅倉むつ子『ジェンダー法学』p.6

4 野崎綾子「「親密圏」と正義感覚」pp.155-156

拙著「ヘーゲル『法哲学』における家族の人倫性」pp.59-84

5 日本国に提出された段階のGHQ草案の中には、「家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は善きにつけ悪しきにつけ国全体に浸透する」という文言が、現行24条の前に付されていた。しかし、この部分は「日本の法文になじまない」という理由で日本政府によって削られている。

らだが、唯一残った24条に対しても、当時の日本政府にとっては許しがたいものだった。日本側は、「家族の中での男性の支配と女性の従属という関係を、根底から脅かすもの」とみなして、GHQと闘う姿勢を見せ、現在の24条に変わるものとして（第25条として）以下のような提案をしたのだった。

「国は、憲法およびその権限において、家族を、社会の第一次単位として、社会秩序の必須の基盤として、国の福祉に不可欠なものとして保護することを保障する。婚姻は両性の自由な合意に基づいて成立する。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選択、離婚並びに婚姻に関するその他の事情に関しては、法律は、婚姻の制度を擁護するよう、また、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」。「婦人は、家庭における生活のために、（それによって）国に対し、それなしには公益が達成されることのできない支持を与えるものである。それゆえ、国は、母親が経済的必要によって家庭内での婦人の義務の無視へと通ずる労働に従事することを強いられることがないように、つとめねばならない」。

女性を、家庭生活を通して国家に奉仕する存在とするこの日本側の提案を、GHQは断固として拒否したが、それは、ペアテ・シロタという女性の存在だけで説明することはできない。GHQが一丸となって、故国の女性にもまだ法的に与えられていないような広範な法的保障を日本の女性に与えるために、自発的に、その軍事力をも全面的に使用して任務を遂行した背景には、戦前から参政権獲得のために闘ってきた女性運動の指導者たちの存在が大きかった。日本の女性活動家を分析した著書もあるスザン・J・ファーは、日本でも「女性の地位向上を図る政策を支持する層が厚いことを日本の女性運動の指導者たちが占領軍に認識させていなかったなら、彼らの中に宗教的とも言える目覚めを体験させ、このような急進的な実験が始まることはなかった」⁶と述べている。

しかし、こうした24条の急進的な性格は、戦後の憲法学の中で正確に自覚されていたとは言いがたい。憲法改正のための帝国議会の審議の中でも、「両性の本質的平等」とは実際に何を意味するのか、ということに関して、委員の間から多くの疑問が出され、それに対する政府の答弁も迷走を繰り返している。多くの委員たちが「男女は本質的に不平等であり、憲法は両性の平等よりも、むしろ本質的な違いを強調する方向に修正すべきだ」と主張した⁷。「戸主や家督相続を否定するものではなく」といった政府答弁もあったが、結局、抵抗は失敗に終わり、女性の権利条項は無傷のまま残され、1946年11月3日に憲法は公布された。

こうして日本国憲法24条の制定に基づいて民法の家族法（親族法・相続法）は全面的に大改正された。それは、憲法24条が、「家族に関する諸事項について、平等原則が浸透していかなければなら

6 スザン・J・ファー「女性の権利をめぐる政治」p.470

7 帝国議会の議論の中で、鈴木義男議員が「『本質的平等』ト云フノハ、差別アル平等ト云フ意味デス、ダカラモ良イ意味ナンデズヨ、本質ハ平等デアルガ、生理的、心理的相違ハ認メル、ソウイウ意味ナンデス、差別ヲ認メツツ平等ニ扱ウ、ソウイウ訳デス」と発言し、政府も「差別的平等」という意味を示すものとして了承されている。植野妙実子「第24条」 小林孝輔・芹沢齊編コメントール p.150

ないことを立法の指針として示し、その実現を法律にゆだねている」からだが、それ以上に個人的・具体的な人権の保障規定としての意味をもつかについては、憲法解釈の中では長らく否定的な見解が多かった⁸。

ところが、1985年に女性差別撤廃条約を日本が批准して以降、日本でも24条が、家族生活や家族関係に関わる個人の尊厳が損なわれ、あるいは平等原則が侵害されていると疑われる場合の根拠規定として脚光を浴びるようになる。

1979年に採択された女性差別撤廃条約は、次の4つの点を確認したことで女性解放の歴史の中で画期的な意味をもっている。①伝統的・固定的な役割分担の廃止が男女平等の確立にとって不可欠という認識にたち、男女の違いを妊娠と出産にしか認めない。②差別的な法律のみならず、規則や慣習及び慣行の廃止も求めている。③締約国の差別撤廃の義務を明記し、効果を求めている。④男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的措置（即ちアファーマティブ・アクション）を認めている、などの点である。

この条約を批准するために、男女雇用機会均等法の制定や、国籍法の改正（国籍の取得につき父系優先血統主義が取られていた国籍法が父母両系血統主義を採用するよう改正、1984年）、家庭科の男女履修規定などの法整備がなされた。外圧と言ってしまえばそれまでだが、男女平等＝性別役割分業システムのは正という国際的な了解の潮流の中で、日本の女性運動も大きな弾みがついたのである。特に、95年北京で開催された第四回国連世界女性会議以来、日本の女性運動は「私的領域」として放置されてきた家庭内の男女不平等にも注目し、その是正に力を注いだ。家族法に関しても、戦後民法の全面改正の際に不十分であった部分の改正が検討され、法制審議会の答申を経て、1996年には婚姻年齢の男女差や、非嫡出子の相続差別、選択的夫婦別姓の容認などを含む民法改正案が国会に提出された。夫や恋人からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）に対応するためのDV防止法や、「嫁」による家族介護を基本としていた日本の高齢者介護を社会的介護へとパラダイム転換させた介護保険法、男性の育児休暇の権利を盛り込んだ「育児介護休業法」など、90年代後半からの10年は「家庭内の男女平等」の実現のための法整備が相次いだ時期だった。しかし、一方で、前述した国会に提出された民法改正案は「夫婦別姓」に強硬な反対意見が出され、10年経た現在も立法化の見通しあってない。

こうした状況の中に登場した24条見直し論は、たなざらしされた民法改正法案への最後通告であり、戦後の女性運動の到達点を根底から崩しかねないものだったのである。

女性たちの激しい反発に、自民党の11月の「憲法改正草案大綱（たたき台）」⁹は、「国および地方自治体は、家庭が社会生活において大切な共同体であり、子どもの健全育成の基盤であることにか

8 植野妙実子「第24条」 小林孝輔・芹沢斉編コンメンタール pp.150-151

9 この「たたき台」は新聞などでも概要は報道された。しかし、全文（30頁）は自民党のホームページにものっていないため、憲法改悪協同センター（<http://www.kyoudo-center.jp/index.htm>）のホームページに掲載されているものを参照した。

んがみ、その社会的・経済的及び法的保護を保障する」とされるにとどまり、「家族の保護」とは、国や自治体の保護責務であること、明治憲法の「家」への回帰ではないことを示すため「家族」という語を避けたことなどが、注としてつけられている。以後、自民党の改憲案の中に、「両性の平等見直し」に関する言及はみられない。

2. バックラッシュと「ジェンダー・フリー」バッシング

こうして、前述した自民党「論点整理」は、90年代以降少子高齢化などの日本社会の構造変化への対応策としても、性別役割分業社会の見直し、「家庭内の男女平等」推進を押し戻すもの（バックラッシュ）だった。

しかし、このバックラッシュの動きは、その数年前から教育分野を中心に、地方議会などを舞台に執拗に繰り広げられていた「ジェンダー・フリー」という言葉への攻撃、その後の「ジェンダー」という用語の使用制限、これにつづく男女共同参画社会基本法の改変を求める動きと根底でつながっている。

「ジェンダー」とは、生物学的な性差であるセックスに対し、「社会的文化的につくられた性差」として定義され、国際的には定着した言葉である。そしてその意図は、階層としての女性を、性差によって規定づけられた劣等な地位から解放しようということ、即ち構造的差別からの解放ということだ。そして、「ジェンダー・フリー」という言葉は、この「ジェンダー」という構造的差別から自由になる、の意味を込めて、性別分業的な意識からの解放を目指して、日本の教育関係者を中心に広められてきた¹⁰。

これに対し、一部の保守雑誌が、ジェンダー・フリーとは「性別をなくして人間を中性化する思想」といった歪曲した定義で捉えたことを皮切りに、これらの雑誌論文を引用した「質問」の形で地方議会などにこの歪曲した定義が広められた。地方議会では「ジェンダー・フリー教育を行わないことを求める決議」などが採択され、それが新聞の報道によって流布し、「ジェンダー・フリー」の歪められた定義がさらに広められていった。その中身とは、「ジェンダー・フリー」とは、男女の間にある全ての区別や差異をなくそうとするもので、「ジェンダー・フリー教育のせいで男女生徒が同室で着替えさせられ、トイレも共通化し」、「林間学校では同室で寝かされている」「騎馬戦を男女一緒にさせられている」といったもの¹¹で、デマゴギーに過ぎない。

しかし、東京都議会では、こうしたデマゴギーによって、東京女性財団の事業について「ジェンダー・フリーの言葉を使い、男らしさ、女らしさを否定する過度に過敏なフェミニズム」に公金を使うことを議員が問題化し、2002年には、東京女性財団は廃止された。また2002年には、家庭科男女共修批判や、「三歳児神話」「良妻賢母」否定批判も登場。文部科学省の委嘱事業として作られた

10 竹信三恵子「ジェンダー・フリー」pp.122-124

11 男女生徒の同室着替えは一部の学校であったが、それは更衣室不足など教育インフラの未整備によるもので、ジェンダー・フリーとは関係ないことが明らかにされている。竹信前掲論文 p.123

「新子育て支援、未来を育てる基本の気」や、「思春期のためのラブ＆ボディーBOOK」などの副読本も、「性別をなくそうとするジェンダー・フリー思想」「いきすぎた性教育」として、国会で相次いで批判されている。

こうした騒ぎの中で、内閣は2004年に地方自治体に対し「ジェンダー・フリーを中性化などの意味で使う人々がでているので使わない方がいいが、差別の是正として定義して使う分には問題はない」との趣旨の事務連絡を送って沈静化を図った。が、これがさらにバッシング派によって「政府のジェンダー・フリー禁止令」として流布され、この言葉は多くの自治体の男女平等条例から消えていった。

男女が性別にとらわれることなく、能力と個性を發揮できる社会の実現を目指す「男女共同参画社会基本法」が成立したのは1999年だが、その後、全国の自治体では男女共同参画社会づくりを推進するための条例が作られ、千葉県を除く46都道府県、約250の市区町村が制定するまでに至っていた。しかし、2002年に山口県宇部市で「男らしさ女らしさを一方的に否定することなく男女の特性を認め合い」「専業主婦を否定することなく」という文言が入ったことを皮切りに、全国各地で同様のバックラッシュが起こった¹²。やがて、バッシング派の規制要求は、「ジェンダー・フリー」バッシングの成功をテコに、ジェンダーそのものや、「ジェンダー概念を含む男女共同参画社会基本法の改廃要求」にまで発展しているのである。

男女共同参画社会基本法は、北京会議で「男女平等基本法」のようなものを作ると政府が約束し、制定作業が始まったものだが、政権が自社さきがけ連立から保守連立へと保守色が強まる中で、法律の名称自体が「平等」を避けて「参画」になり、女性たちの間から「参画では従来の性別役割分業による社会貢献を進めるものと受け止められかねない」との批判も出ていた、というバッシング派との攻防の前史がある。前文には、「性別にかかわりなく能力を発揮」という文言が入り、性別役割分業の乗り越えを通じて少子高齢化社会などの日本社会の構造的激変に対応しようという意図がこめられた。確かに、「フリー」が、バリア・フリーにみられるように「解消する」の意味をもっていることから、むしろ目指すものを正確に表現するには「ジェンダー・センシティブ」の方が適当ではないか、といった意見が以前から女性研究者の中にもあった。バッシング派は、こうした言葉の微妙さの部分に敏感に反応してきたのである。

III 「男らしさ」「女らしさ」の強調は子育てに夢をもたらすか

1. 県短生の「性別役割分業」意識

では、90年代後半以降行われた、いわゆる「ジェンダー・フリー」教育は、バックラッシュ派が危機感を抱くほどの効果を教育の現場にもたらしたのだろうか。県立短期大学の2004年11月2日『現代人権論』講義の際にとった学生の意識調査の結果を見て分析してみよう。

1. 性別役割分業論に対する県短生の意識

12 高橋純子「なぜ区長は条例案を撤回したのか」p.182

県立短大で隔年開講されている『現代人権論』では、「女性」「外国人」「子ども」を人権の権利主体として取り上げ、現代社会における人権問題を講義している。その第一回講義「女性の権利は20.5世紀的人権」で、男性と女性の性差とそれに基づく性役割の強調が、女性の参政権獲得の要求を排除する論理として使われてきたことを説明した上で、「女性（あるいは男性）には本来、固有の特性や役割がある」という主張について、学生に意見を聞いてみた。

Q1. 「女性には本来、固有の特性や役割はある」という主張について

- * 同意する ······ 83人 (46.37%)
- * 同意しない ······ 96人 (53.63%)
- * 無回答 (どちらともいえない) 3人

そして、「同意する」「同意しない」それぞれについて書かれた理由は、以下のようなものである。

(同意する)

- ・女性の妊娠、出産機能、その経験に基づく女性特有の特性がある。
(現実にはそうなっている、···でも主婦ならぬ「主夫」も増えて壁はなくなっている)
(母性本能、優しさ、相手や周りに対する細やかな配慮など、子育てにとって大事)
- ・体力だけでなく考え方など内面も違う、女性には男性ほどの力はない
- ・子どもや夫を優しく見守るのが女性の特性であり役割
- ・男性と女性それぞれに特性や役割があって、家族も社会もなりたっている
- ・やはり「女性ならではの考え方」がある。だが、それが女性の社会、政治参加を阻むことには反対。むしろ、女性固有の特性、役割が評価されるように改善すべき
- ・男性も育児などに参加していくべき
- ・「女性の視点」からの政治（女性の気持ちや立場にたった政治）も必要。少子化対策など
- ・「人間として」生きることも大切だが、ときには性に基づく「らしさ」を必要とする場面もあっていいとおもう

(同意しない)

- ・妊娠出産機能は女性だけが持つが、それ以外は性に基づくのではない、家事や育児は男性もできる
- ・違ひがあるのは当たり前、むしろ特性や役割を言うその主張が差別の根拠になっている
- ・この主張は、「男は仕事、女は家庭」という役割を言いたいのだと思うが、それは女性と男性の特性の違いから当然に導きだされるものとは言えない。
- ・性差はあるが、可能性は開かれているべき
- ・特性はあると思うが、固有の役割はない

こうした「理由」からもわかるように、「同意する」か「同意しない」かの選択に関わらず、性

差があることにはある程度同意している。その上で、その性差が女性差別の口実とされることに対しては同意できない、あるいはその性差がもっと評価されるべきだ、という意見に分かれている。

こうした感じ方は、現代の学生に特殊なものではなく、過去の女性解放運動の中にも見られるものである。例えば女性の参政権獲得運動を中心とする第一次フェミニズム運動では、女性が男性と対等な独立した自由な個人として生きるということを権利として主張する一方で、妻や母という女性の役割の重要性や男とは異なる女の特性・母性などを強調し、それらのよりよい実現や遂行のために参政権が必要だという主張が、反対派を説得するという戦術としてもとられていたのである¹³。

男女平等ということが理念としては当たり前で、働き続ける女性も珍しくなく、主婦ならぬ主夫も現れる現在、学生にとって「女性には本来、固有の特性や役割はある」という主張はそれほど抑圧的な響きをもつものではないようだ。むしろ性別役割分担論を構造的な女性差別の原因とする平等論（第二派フェミニズムの主張）には、違和感すら覚える学生もいるようで、「何が女性にとって解放なのか」をめぐっては、女性たちの意見は一様ではない。

ちなみに、調査用紙には、教員に対して以下のような質問も記述されていた。

- ・ 子どもを生んで育てた女性が「再就職」する割り合いは何パーセントくらいなんですか？
- ・ 昔は片親の子どもは差別されていたって本当ですか？
- ・ 男の「力」によって女性は被害を受ける。女ばかり「女の権利が」と意地になっているようで悲しくなる
- ・ 女性が希望通りに人生を選択できる社会になる日はくるのだろうか？
- ・ 「男女平等なんだから男女一緒に着替えさせる」という中学校があると聞いた。男女平等って、何でも一緒にすることなんですか？
- ・ アメリカに女性大統領が生まれたら「ファーストレディー」はどうなるのか？
- ・ 執胎罪とかが昔はあり、中絶を認めていないところもありますが、それは女性の「自分を守る権利」の否定にはならないのですか？

「男女一緒に着替え・・・」には、バッシング派の影響を見ることができる。また「女ばかりが意地になっているようで悲しい」「男女平等って、男女一緒に着替えさせること？」「女性が大統領になつたらファーストレディーは？」と、女性たちが更に男女平等な社会を求める動きに対して違和感をもつ学生がいる一方で、「女性の再就職」の割合は？」「片親だと差別されたの？」「女性が自由に人生を選択できる日はくるの？」と、性差を前提とした性別役割分業秩序に不安を感じ、中絶を禁止することは女性の「自分を守る権利の侵害」だと感じる学生も居るのである。

13 萩野美穂『中絶論争とアメリカ社会』p.174

2. 県短生のジェンダー意識

では、現にある「男らしさ」「女らしさ」を、学生はどのようなものと捉えているのだろうか。

Q2. 「男性と女性とはどんなところが違うと思うか」(学生たちの「ジェンダー」意識)

《男 性 性》	《女 性 性》
「浅く広い」人間関係	「深く狭い」人間関係
自立・単独行動 「一匹狼」	仲間意識・依存心・全人格的な共感 孤独の回避
	自分の居場所の確保 一人で居ると変と思われる
「自分自身に対する関心」が強い	「他人に対する関心」他人の目を気にする
	本音より建前 本心を隠して他人に合わせる
細かいことを気にしない	気配り 細かいことが気になる
	公私混同する傾向
ケンカは「殴り合い」 後はサッパリ	「心理的な攻撃」
口より先に手が出る	嫉妬心 独占欲が強い
思ったことを相手にはっきり伝える	はっきり言えないで陰口 少しでも合わないところがあると相手を排除

注) 調査時の受講生は182名 (内、男子学生は3名)

調査時は大学祭の直前で、学生たちは大学祭のイベントの準備で忙しい時期だった。日々の具体的な活動があったからか、「行動様式」や「人間関係」、「問題解決の方法」について抽象化した言葉で自らを分析しており、その結果にははっきりとした性別による対照性が出ている。女子学生にとって、身近に居る比較対象としての男子学生の存在が大きかったことが伺える。男子学生が強いリーダーシップを取っていたのだろう、全体的に、女性性について否定的な評価になってしまった。

しかし、この対照的な評価を、「大学祭のイベントの成功」という共通の問題関心によって成立している関係から、具体的な人称性のある他者との親密な関係へと中心をシフトさせてみると、全く逆の評価を生み出す可能性もある。つまり、上記のような男性性は、具体的な他者との親密な関係を軽視する側面も持ち、自分の言動が他者を傷つける可能性に対して鈍感で、「ケンカは殴り合い」という行動様式も男性の暴力に対して寛容な社会だからこそ肯定される行動様式だ。それに対し、女性性は、具体的な他者との関係性を重視し、全人格的な共感関係を求め、他者に対する配慮、細かい気配りと譲歩によって暴力性を回避する特性、と肯定的に評価することも可能だろう。

学生が自己分析したこのような性差は、「男は外、女は家庭」「男は仕事、女は家事・育児」という性差に応じた居場所と役割の配分を受け入れる（受け入れざるを得ない）素地として、日々内面化されている。実際に、2006年度の『現代人権論』講義では、この2004年のジェンダー意識調査の結果を学生に示した上で、「女性には本来、固有の特性や役割はある」という主張について質問したところ、「同意する」が92人（76.66%）と、2004年度を大きく上回る（「同意しない」28人

(23.33%)) という結果になってしまった。

では、こうした固定的に性別役割分業が行われる社会を、学生は公平なものとして受け止めているのだろうか。現に性差はあると感じていても、自らの性に向けられる社会の眼差し、期待される役割をどう受け入れているのか、「女であることは得か損か」という問い合わせてみた。

Q3. 女であることは「得」か「損」か

得： 出世を強要されない、責任をとらなくていい（気楽）、甘く見てもらえる、徴兵を逃れられる 消費者として優遇される（レディースデー等）、男性に守ってもらえる、おごってもらえる、おしゃれが楽しめる、人生の選択肢は広い（「短大、結婚の逃げ道がある、玉の輿に乗れる」の記述）、体が柔らかい

損： 出世ができない、責任ある仕事を任せられない、笑顔だけでいいと言われる（期待されない）賃金が安い、再就職が難しい、一人暮らし・一人旅などには危険がつきまとう、親の干渉おしゃれ・化粧がめんどくさい、「女らしさ」「気配り」「家事手伝い」は当たり前とされる人間関係がわざわざしい（「グループがはっきりしている」「ドロドロしている」）、一生家庭に束縛される（子ども中心）、体の管理が難しい、力が弱い、性暴力の対象になる、軽く見られる

出世や責任といった同じ事象に関することも「得」と感じる学生と「損」と感じる学生とに別れるが、総じて言うと、出世や徴兵などの公的責任を強要されることなく、消費者として優遇され「男性に守ってもらえる」というお気楽で安定した生活が送れる反面、そうしたお気楽な安定が、「女らしさ」や「気配り」は当然で仕事による自己実現は難しく、常に性暴力などの危険が伴い、親の干渉やドロドロしたグループといった関係に管理され、子どもなど他者のために束縛される一生を受け入れざるを得ないという、不公平な現実の代償としてあることを学生たちも認識している。また、女性は妊娠し出産する可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題があるという生物学的性差に対し、それを「妊娠し、出産することができる」と感じるよりも、女としての「損」（体の管理の難しさ）と捉えていることは、学生たちが直面している現実、自らの身体からの疎外の現実として注視しておく必要があるだろう。

IV 憲法24条下の「家族の保護」が意味したもの

1. 「個人的なことは政治的である」というテーゼ

例えば、中絶の合法化をめぐる女性たちの戦いの長い歴史をみてもわかるが、女性たちは「妊娠、出産」を常に喜びと感じ、それを運命として受け入れてきたわけではない。時には、「生むことを拒否する」ということが、社会制度の抵抗の手段になる場合さえある¹⁴。こうした自覚か

14 アメリカの女奴隸の抵抗の中で、もっともドラマティックな抵抗方法は、奴隸の子どもを生産するというよりも基本的な役目を拒むことだった。ポーラ・ギディングス『アメリカ黒人女性解放史』p.40

ら、1960年代から70年代にかけて高まりを見せた第二派フェミニズム運動では、「生殖の問題が女性に対する差別の口実とされ、女の抑圧の根本にあるのだという認識」を背景にして、中絶の自由が女性の当然の「権利」であるという言説も出てきた¹⁵。望まない妊娠や出産が強要される現実があり、自らの尊厳を守るために、女性は自らの生殖能力を女性自身で管理しコントロールする手段を女性の権利として主張してきたのだ。

確かに、中絶の自由化が女性の利益になるかをめぐっては、女性の間にも対立はある。つまり、中絶の自由化はかえって男性の逃げ道となり、男性が自らの行動について無責任になるから、ますます男性の女性への搾取を容易にするのではないかという主張である。しかし、いずれの主張も前提としているのは、セックスを介した親密な男女の関係は「非政治的ではない」という認識である。個人的で私的なこと（即ち公的事柄としては扱われなかつたこと）の中にこそ政治性が潜んでいるという事実。これこそ、第二派フェミニズムが提示した「個人的なことは政治的である」というテーゼだった。

この第二派フェミニズムの挑戦に触発されて、その後、私的な問題、当事者の合意として合理化されてきた家族内の性別役割分業が、雇用の場での男女格差と相互に関連して循環していることが鋭く広範に問い合わせられるようになってきた。家族に関する法制度に即してみると、例えば、雇用労働者であった妻が、夫の勤務条件や勤務地を考慮して専業主婦を選択した場合、家族法のレベルでは、夫は雇用労働による生活費の負担、妻は現実の家事・育児労働による負担として、双方とも婚姻費用分担義務（民法760条）の履行があったとされ、このような役割分担も夫婦の同居協力義務の形態として法的には承認される。ところが、民法の夫婦別産制（民762条）の元では、夫の収入は夫の特有財産としてすべて夫に帰属するが、妻の家事・育児労働はアンペイドワークであるため、妻の夫への経済的依存関係がつくりだされ、妻は夫の被扶養者として位置づけられる。

家族法のレベルでは、これは二人の合意に基づくものであり私的な出来事にすぎない。しかし、当該家族にとっては私的な役割配分でも、家族内の不均衡な配分は公的領域である雇用の場での不平等につながっている。例えば、コース別雇用システムを採用している企業では、長時間労働や残業、転勤などを踏み絵としてコースを選択させるため、家事・育児を妻に任せることができる男性は総合職、女性は将来を考えて一般職を選ぶことになる。その結果、重要な仕事は男性が担い、女性は二流労働者として周辺化され、その格差がまた女性の男性に対する経済的依存・従属関係を生むという悪循環が形成されているのである¹⁶。

2. 「家族の保護」が意味したこと

しかし、これまでの家族に関する法制度はこうした悪循環を断つ努力をせず、単純に「被扶養者」とされる妻の経済的な不利益を補うことに終始した¹⁷。例えば、家族法では家事労働を法的に

15 萩野、前掲 p.165

16 二宮周平「家族の個人主義化と法理論」p.26 以下「2. 「家族の保護」が意味したこと」の家族法に関する記述は二宮の論稿に依拠している。

17 家族社会学の山田昌之は、70年代後半の低成長期に行われた専業主婦優遇政策を、戦後家族モデルの（微修正）戦略、政府の戦後家族モデル維持政策として位置づけている。

評価し、婚姻後に夫婦の協力によって築かれた財産を実質的な夫婦共有財産と構成し、財産分与における妻の取得額を増やすという解釈や実務が志向され、税法では、所得税の配偶者控除制度など、社会保障法では遺族年金や国民年金基礎年金の専業主婦優遇制度などによって主婦となった妻の生活保障が図られた。さらに、不貞の相手方の不法行為責任を認め、有責配偶者の離婚請求を制限し¹⁸、婚外子差別を温存するという判例によって法律上の妻の座を保障してきたのである¹⁹。こうした仕組みは、性別役割分業を維持し、夫の優位性と婚姻家族の優位性を伴い、主婦としての妻の座を保護することによる婚姻家族の安定化と結びついた。

しかし、こうした婚姻家族の安定化は、他方で婚姻制度からはずれる生き方を選ぶ場合には、女性にとって抑圧的に作用する。例えば、別居に際して婚姻費用分担請求権、離婚に際しては財産分与請求権、子の養育費の請求権などがあるが、現実には離婚請求だけで精一杯であったり、夫からの暴力の恐れや不安から権利を放棄する場合もある。また権利があっても事実上権利が実現されない不払いのケースは多く、確実に養育費などを確保する制度は未整備で、児童扶養手当や所得税の寡婦控除など援助制度はあっても、再就職の厳しさや健康保険、年金の保険料負担を考えると、離婚による母子家庭の生活は困難を極める²⁰。そして非婚の母の場合は、寡婦控除の適用がないため、さらに生活は苦しくなるし、社会的な偏見と鬱う精神的ストレスなどシングルマザーを取り巻く環境は厳しい。このようなリスクを避けようすれば、子どもができれば結婚し、夫の不貞や虐待にも耐えて婚姻を継続するという選択をせざるを得なくなる。しかも、児童虐待やドメスティック・バイオレンス (DV) のような家庭内の支配関係から生じる暴力に対して、民法は親権喪失や離婚原因として対処するにとどまり、これらを防止することはできず、こうした暴力からの救済も限られている²¹。

そもそも、こうした主婦としての妻の座を保護することによる婚姻家族の安定化は、家族の役割を重視して性別役割型の家族を「福祉における含み資産」と見る考え方、即ち、家族や地域社会に福祉を肩代わりさせることを「日本型」福祉社会として評価する国家の姿勢として現われてきたものもある²²。社会保障の充実が「自己責任の気風を妨げる」といった日本における福祉観の中で、

18 最高裁が初めて有責配偶者からの離婚請求を認めたのは、1987年9月2日で、38年間別居して子どもがない夫婦のケースだった。角田由紀子『性の法律学』p.94

19 非嫡出子相続分差別について、従来は法の目的を「法律婚家族の保護」としてきたが、最高裁判所（1995年7月5日決定）は、「法律婚主義の尊重と非嫡出子の保護の調整」が立法目的であり、その目的は合理的で、非嫡出子の相続分を二分の一とするという法目的の手段も著しく不合理とはいえないという合憲決定を下した。この判決については、「出生について何も責任を負わない非嫡出子を法律上差別することは、婚姻の保護・尊重という立法目的の枠を超えるもの」で、「非嫡出子は嫡出子に劣るという観念を社会的に受容させている重要な一因になって」おり、合理的とは言えず違憲であるという少数意見も付されている。

20 离婚による母子家庭が急増する一方、不況の影響などもあって養育費の不払いが深刻化したため、厚生労働省は、養育費を確保する手続きの手助けを行う「養育費相談・支援センター」を2007年に創設する方針を固めた。2006年8月20日『南日本新聞』

21 現在は、児童虐待の防止に関する法律（2000年）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（2001年）により、不十分とはいえた公的な介入による人権保障が図られるようになった。

22 石田雄「日本における福祉観念の特質」p.54

高齢の親の介護は本来、民法上の扶養義務の範囲外であるはずだが、女性が家事役割を担っている限り、介護を、妻、娘、嫁としての女性が事実上の合意を強制される結果となる。たとえ円満な婚姻関係が継続したとしても、介護を引き受けた女性の負担は大きい。

要するに、現行の憲法24条下の家族に関する法制度においても、「家族の保護」の現実は女性を婚姻関係に取り込んで、安定的に家事・育児、介護などを担わせることの言い換えにすぎなかつたのである。

V 現代改憲論における「家族の保護」とジェンダー

戦後、占領から解放された50年代後半から60年代にかけて高揚した復古的改憲論でも、改憲の論点は全面に及び、24条に「家族の保護」を掲げる「家族条項」規定も争点になった。当時国会に設置された憲法調査会の「憲法調査会報告」を読んで、利谷義信は、そこで提唱されている「家族の保護」が、結局は「生存権の背景をなす広範な経済的社会的諸問題を家族の問題に矮小化し、非政治化し、真の問題解決から遠ざけよう」²³とするものであると総括した。

今回の24条改憲論も大枠においては60年代改憲論と同質なものだと言える。ただ60年代と異なるのは、「散砂のごとき大衆」が「幸福な小家族のイメージ」²⁴に埋没できなくなっているということと、福祉社会実現の役割を具体的に担うものとしてその役割が期待された「家族、地域、企業等」²⁵から「企業」が離脱し、改憲論議から距離をおいていた「企業」が「武器輸出三原則の撤廃要求」等、改憲の有力な政治勢力となっているということだ。

1. 新自由主義改革の弥縫策としての家族²⁶

第三次読売新聞改憲試案（2004年5月3日、以下「読売試案」）は、現代改憲論の全体を「最初に典型的なかたち」でしめし、その後の改憲案のモデルになったと評されている²⁷。読売新聞の第一次案（1994案）、第二次案（2000年）には、「家族条項の見直し」は含まれていなかったが、第三次案では、現行24条にあたる第27条第1項に、「家族は、社会の基礎として保護されなければならない」を追加する家族条項案が改憲案の目玉として打ち出された。その解説書²⁸を読むと、読売新聞の憲法研究会が、他の人権規定への配慮や「封建的・権威主義的」と誤解されないように検討を重ね、第三次案でやっと家族条項の条文化に踏み込んだことが力説されている。

研究会は当初から、離婚や単身赴任の増加などによる夫婦の崩壊、結婚しない男女の増加、高齢化、老老介護、児童虐待、高齢者虐待、少年犯罪の増加などを社会問題として位置づけ、これら社会問題の背景に「家族の崩壊」現象があり、それを強く意識して検討を重ねてきたという。そして、人には、社会的な合理性だけでは満たされない自然的な欲求や心情があり、「家族」はそれを充足

23 利谷信義「家族」p.112

24 利谷信義 前掲論文 p.112

25 石田雄 前掲論文 p.55

26 「弥縫策としての」という性格付けは、中里見博「現代改憲論における家族条項改変問題」の論稿に依拠した。

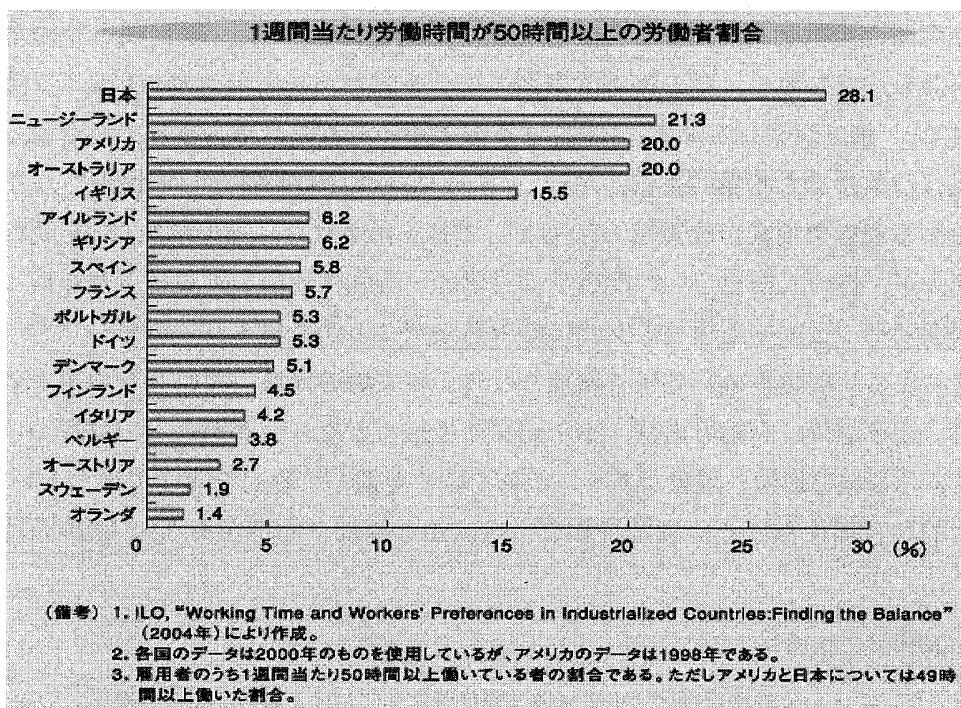
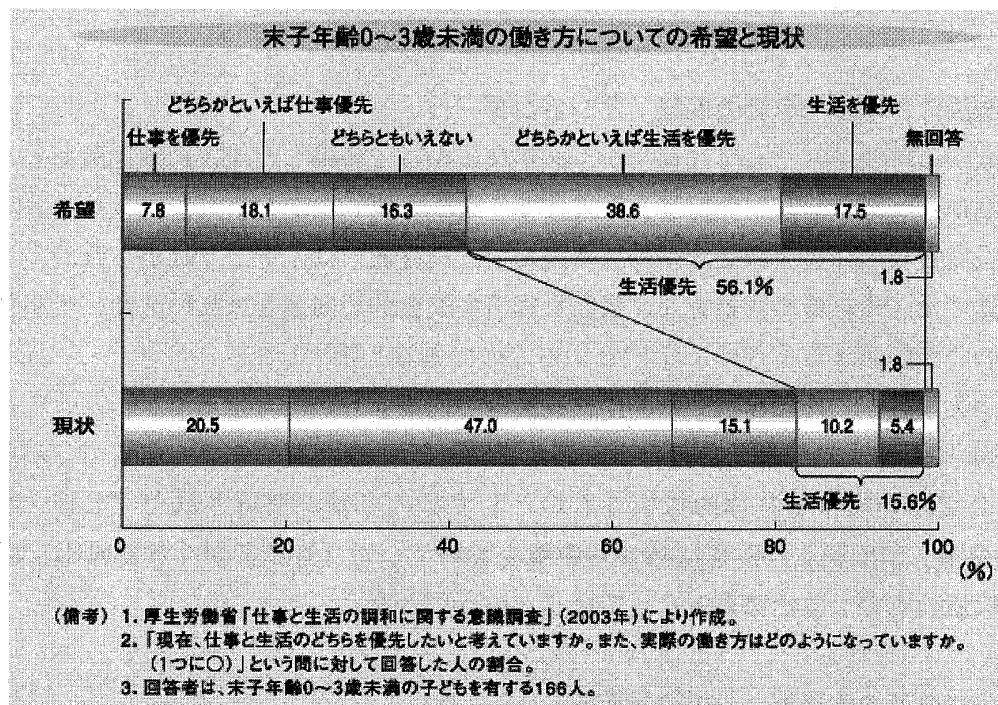
27 渡辺治編『憲法「改正」の争点——資料で読む改憲論の歴史』p.158

28 読売新聞社編『憲法改正 読売試案2004年』pp.130-141

する場として保護、尊重されるべきということが確認された。そこでは、「家族」が「個人」の単位に分裂している現状（家族の個人化）が放置できない現状だとされている。

しかし現実には、単身赴任や離婚といった問題は、個人の生活より仕事を優先せざるを得ない企業中心主義、生活と仕事の調和が損なわれる程の長時間労働のために起こっていることが多い（表1）。また、長時間労働者が居る一方でパート労働者が増大し、若年層のパート労働者化とそれに

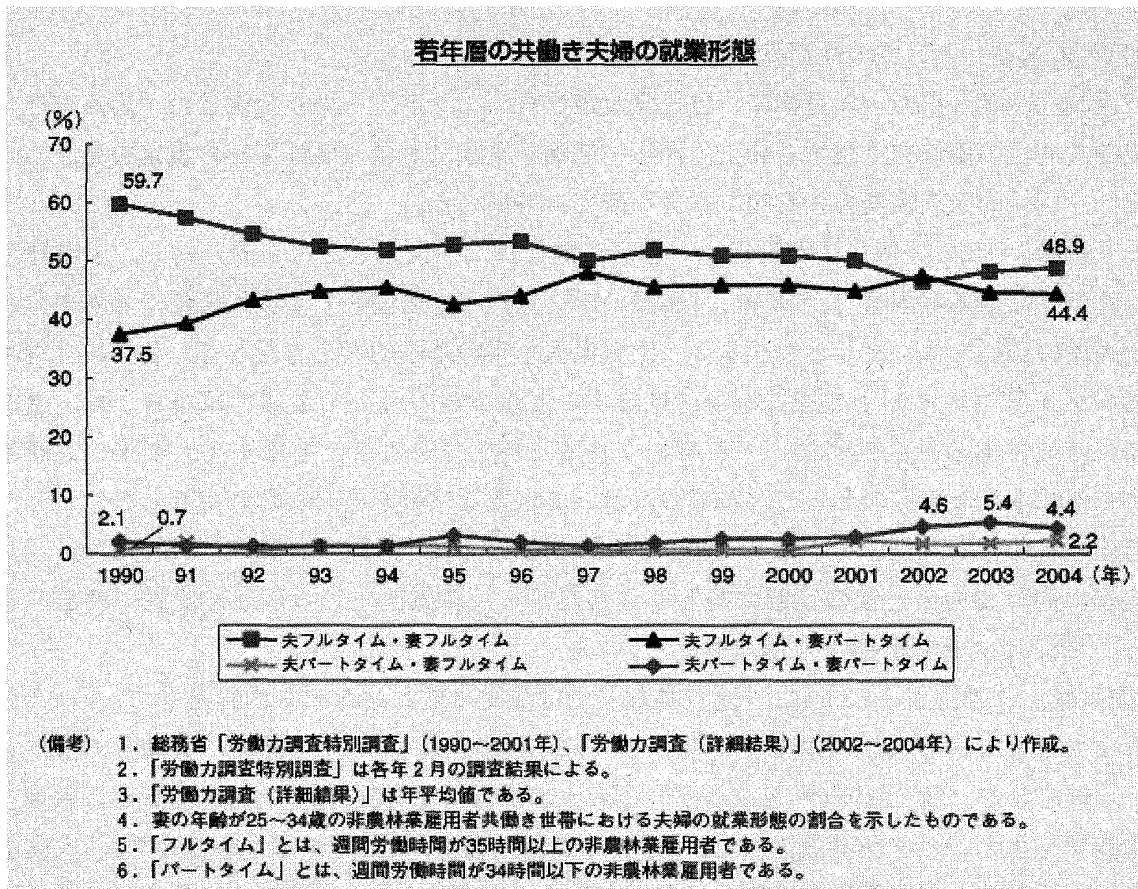
表1.



出典：『国民生活白書』平成18年・内閣府

伴い広がる所得格差、夫婦の働き方次第で世帯の子育て力が二極化するという将来不安が、非婚化、少子化の原因とだとも指摘されている（表2）。しかし、24条改変を掲げる改憲論は、こうした企業中心社会がもたらす社会問題を「家族の問題」にすり替え、企業中心社会の枠組みを変えずに「個人」の責務や忍耐によって解決しようとするのだ。

表2. 夫婦ともフルタイムの夫婦が減っている一方、パートタイム同士の夫婦が少しずつ増えている



出典：『国民生活白書』平成18年・内閣府

「読売試案」は、24条以外にも生存権を規定する25条に、第3項として「国民は国家の努力と相互の協力により、社会福祉及び社会保障の向上及び増進を図るものとする」を追加するという提案をしている。25条1項の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の法的性格については様々な議論が従来からあるが、それが、国の「国民に対する生活保障の具体的な義務」を憲法上負わせた規定ではないという点については争いは殆ど無い。つまり、国が生存権の保障を怠ったとしても、国民がその責任を法的に問える可能性は殆ど無いということだ。その規定にさらに第3項が追加されれば、国の責任が問えないばかりか、救済されるべき人を「自助努力が足りない」と国が放置する根拠規定にもなりかねない。「読売試案」の前文には、国民の「自律と相互の協力の精神」という文言も新たに追加されているのである。

そして、もう一つ「読売試案」で注目されるべきことは、人格権を定めた第20条1項「何人も、

名譽、信用、その他人格を不当に侵害されない権利を保障される」の2項で「何人も、自己の私事、家族及び家庭にみだりに干渉されない権利を有する」として、家族、家庭のプライバシーの保護規定を新設していることがあげられる。これは自民党の改憲案にはない、家族の私事性の強調であり、家庭の中の男女平等を目指す性別役割分業社会の見直しの動きを排除する意図が示されているとも言える。

2. 「公共の基礎」としての性別役割分業型家族

第三次読売試案が出た一ヵ月後に、自民党改憲プロジェクトチームが公表した「論点整理」は、「家族や共同体の価値を重視する観点」から「婚姻・家族における両性平等の規定を見直す」ことを明記し、伝統的家族復興論の意図を露骨な形で打ち出した。

その「総論」では、「新憲法が目指すべき国家像とは、国民誰もが自ら誇りにし、国際社会から尊敬される「品格ある国家」」であり、「国民の中に自然と「愛国心」が芽生えてくるもの」として国家と国民の関係をはっきりとさせることができることが新憲法草案の基本的考え方だとし、さらに「日本国、日本人のアイデンティティを憲法の中に見出すことができるものでなければなら」ず、その際に「人間の本質である社会性が個人の尊厳を支える「器」であることを踏まえ、家族や共同体が、「公共」の基本をなすものとして、新憲法において重要な位置を占めなければならない」と、家族と共同体の重要性を強調している²⁹。そして、「基本的人権の分野」における重要方針は、「共生社会の実現に向けての公と私の役割分担という観点から、新憲法にしっかりと位置づけるべきである」と、「公と私の役割分担」が明記されている。

「読売試案」に呼応するように、「論点整理」では前文に盛り込むべき内容として、「社会を構成する重要な単位である家族に関する文言」と「利己主義を排し、「社会連帯、共助」の観点」を挙げている。そして、「国民の権利及び義務」を考える場合、「国民の健全な常識感覚から乖離した規定を見直すべき」ことを共通認識とし、「公共の責務（義務）」に関するものとして、「家族を扶助する義務」、「國家の責務として家族を保護する規定」をその一つにあげ³⁰、具体的には「婚姻・家族における両性平等の規定（現憲法24条）は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである」という、24条見直し論が明記された。

この「論点整理」と同時期に自民党のHP上に公表された「憲法改正のポイント」³¹には、「大きな公共（=国家）」を支える「小さな公共」として家族を位置づけ、利己主義により破壊された「公共」を再構築するために、家族が重要な位置を占めることが強調されている。

以上のような利己主義批判の中には、「女性」や「性別」が出てくるわけではなく、「公共」の再

29 自民党憲法調査会HP <http://www.jimin.jp/jimin/kenpou/finish13.html>

30 「公共の責務（義務）」には、「家族を扶助する義務」のほかに、社会・共助の観点からの「公共の義務」（具体的には、社会権規定（現憲法25条）において、社会連帯、共助の観点から社会保障制度を支える義務・責務のような規定を置くべき）と「国防・非常事態時の協力義務」が含まれている。

31 この「憲法改正のポイント」では、まず「自民党のつくる憲法は「国民しあわせ憲法」です」と宣言されている。http://www.jimin.jp/jimin/jimin/2004_seisaku/kenpou/

構築のために何故「婚姻・平等における両性の平等規定の見直し」が必要なのか、即ち、何故利己主義批判が女性に対して向けられるのかは明らかにされていない。しかし、その理由は自民党憲法改正プロジェクトチームの議事録の中では、露骨な形で示されている³²。そこでは「女性の家族をよくしたいという気持ちが日本の国をこれまでまじめに支えてきた」のであり、「夫婦別姓なんていうことが言われるようになってはだめ」、「社会保障制度を支える」国民の義務の一つの果たし方として、性別役割分業型家族で「家族扶助義務」を担う女性が、無償で家事、育児、老人介護といった家族福祉を果たし、それによって社会の福祉費用の削減に協力すべきだという議論がなされている。

自民党はその後、2005年11月22日の立党50周年記念大会で「新憲法草案」を発表したが、24条の条文は改変されず、「家族」という言葉をあらたに挿入した箇所も見られなかった。むしろ、「論点整理」以降、国民に与えた「復古的イメージ」を払拭するのに懸命になっており、「論点整理」が出た年の秋に、自民党の舛添要一議員も24条見直しの背景のコメントの中で、「自民党は浮動票が集まりにくくなり、手堅く票をまとめる保守的基盤に依存しがち。24条改変はこうした層にうける。憲法に（家族条項）の文言を入れても解決にはならない。個人への介入として若い層に嫌われるのが心配だ」³³と戸惑いを示している。

3. 「家族の個人主義化」が意味するもの

1980年代以降、女性の雇用労働者化が進み、共働き世帯は当たり前になり、女性のライフスタイルも多様化している。同時に離婚の増加、晩婚化、高齢者の増加などによって、単身者、単身世帯や高齢夫婦だけの世帯が増え、家族の形態も多様化している。

こうした現象に対し、90年代に広がった選択的夫婦別姓制度の導入や、婚外子の相続分差別の廃止などの民法改正を求める動きは、個人の尊重と両性の本質的な平等を目指すもので、96年の法制審議会の答申もこうした方向性を持っていた。この動きは、前述したように女性差別撤廃条約の署名・批准によって促進された側面も大きい。また、子どもの権利条約の批准を有力な根拠として、子どもの権利主体性や意見表明権を尊重し、子どもについては、家族の中の保護の対象という位置づけから、個人としての権利の保障を図る動きもある。成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の展開の中で、高齢者も保護される存在から個人としての自己決定権や意思の尊重がうたわれてもいるのである。

家族政策については、世帯単位から個人単位の動きがあり、例えば、男女共同参画社会基本計画では「個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立に働くよう、社会制度や慣行について個人単位の考え方を改めるなど必要に応じて行う」と記され、男女共同参画審議会影響調査専

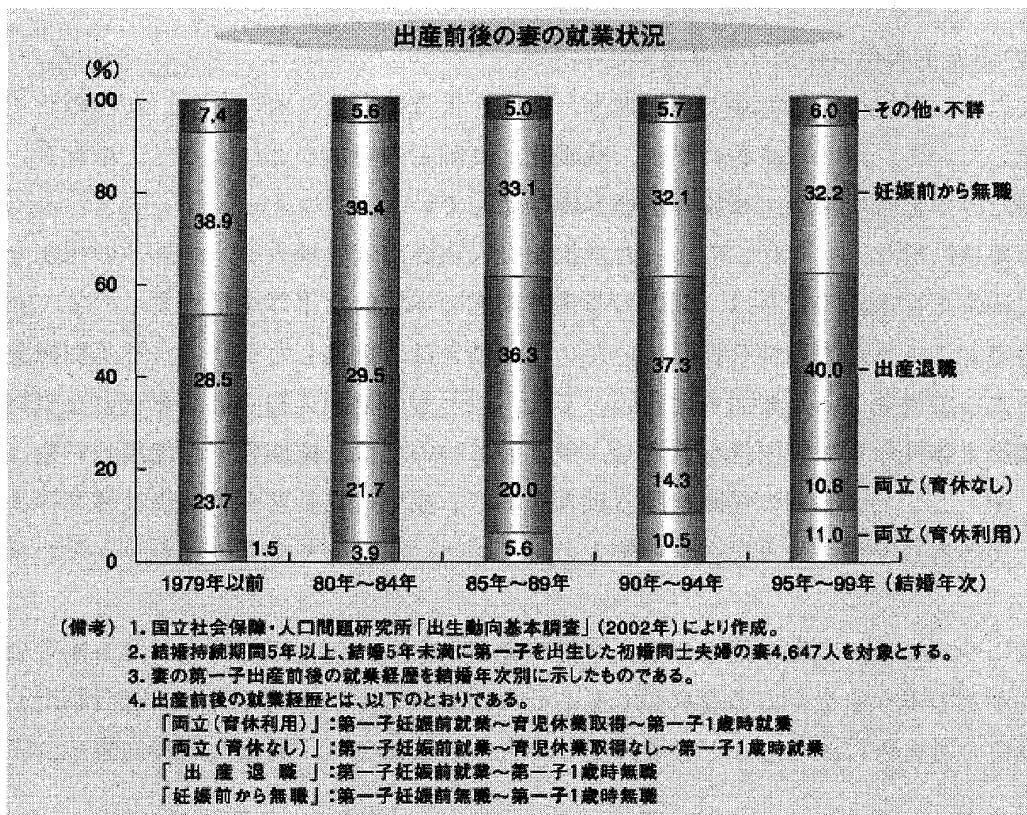
32 この議事録については、「(2004年) 4月15日の13回までの議論については、報道各社に公開、議事録がホームページにも掲載されていたが、各条文ごとのとりまとめに入った14回以降は秘密会の形で論点整理を進めてきた」という。JANJAN(Japan Alternative News for Justices And News cultures) 政治2004年6月27日 <http://www.janjan.jp>

33 竹信三恵子「ジェンダーフリー バックラッシュと改憲」p.128

門調査会報告を機に、税制、社会保障制度の見直しが始まっている。専業主婦世帯に保障されていた配偶者控除制度や、国民年金基礎年金の保険料の優遇措置を改めることによって、女性が一定の年収の範囲内で自らの雇用調整をするような現象をなくし、女性自らが税や年金の支えてになることを志向するものである。ここでの家族の個人主義化は、家族を団体としてとらえるのではなく、主体としての個人があり、家族を構成するメンバー個人相互の関係を規律するという考え方である。

このような標準的な戦後家族モデルの消失、家族機能の人格化、個人の尊厳（自己決定権）の重視、多様なライフスタイルに中立的な制度構築（個人単位化）などを「家族の個人主義化」と呼ぶのであれば、これはジェンダー格差を是正するものとして積極的に評価することができると思う³⁴。もはや性別役割分業型の家族を、規範として強制することは不可能だとも思う。なぜなら、こうした家族の個人主義化は利己主義を意味するものではなく、政府が進めた新自由主義改革の結果、諸個人が自衛のために選び取ったライフスタイル、社会意識の反映だと言えるからだ。このことは既に「生活と仕事」が両立できない日本の企業中心社会の現実としても論じてきた。さらに、政府はこれまでにも「家族における個人の尊厳と両性の平等」原則にのっとった少子化対策（育児休業制度、エンゼルプラン、待機児ゼロ作戦等）を一方で進めてきた。しかし、それにもかかわらず、むしろ出産退職者が増加している（表3）という現実に対し、政府がどのような民主的な決定を下す

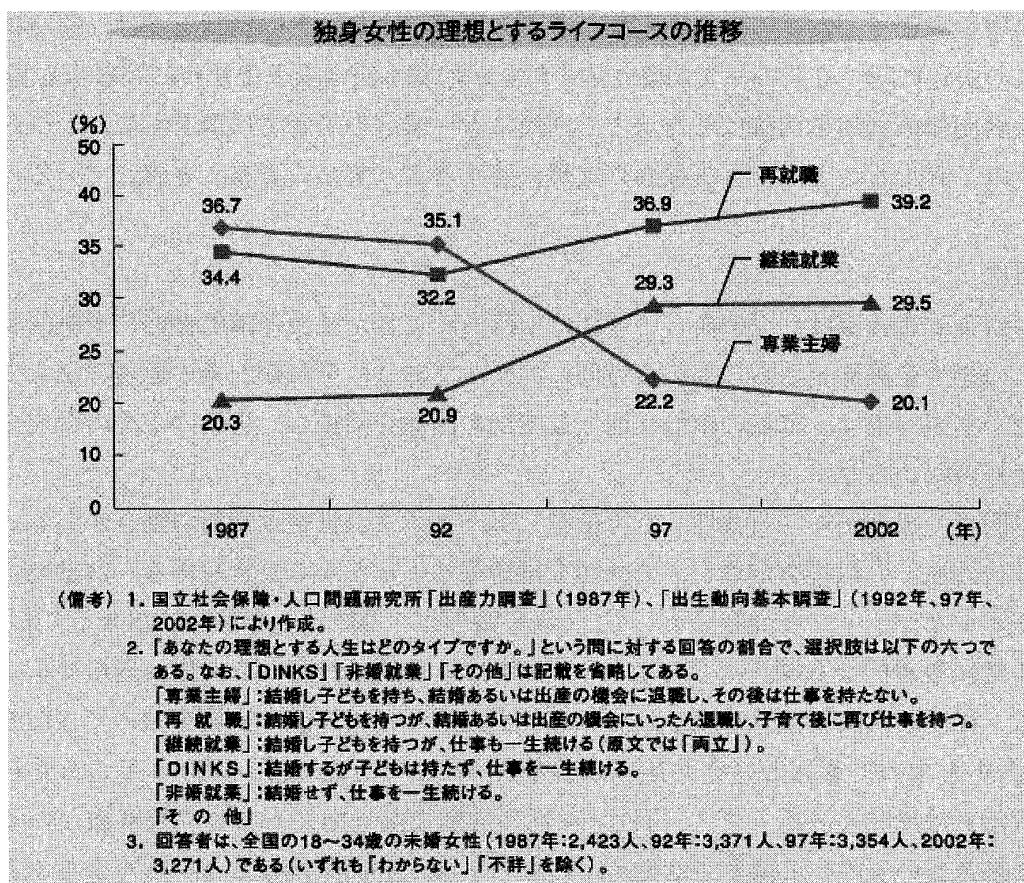
表3.



出典：『国民生活白書』平成18年・内閣府

34 以上「3.「家族の個人主義化」が意味するもの」については二宮周平「家族の個人主義化と法理論～家庭法理論の再検討」の論稿に依拠している。

表4.



出典：『国民生活白書』平成18年・内閣府

のか、男女平等の社会意識の力が試されている。これほど継続就業を希望する女性が増えている(表4)にもかかわらず依然として女性の就業継続が難しいという現実を変える根本的な解決が求められている。

家族に対する社会の期待は、客観的には「家族にかかる社会制度」として、主観的(社会意識的)には人々が「他人の家族に対して持つ期待」として記述することができるが、民主的な政府は、社会意識や機能達成度を勘案しながら、家族にどの機能をどの程度期待するのか(期待できるのか)、という家族の社会的機能を決定する。これが近代社会における「政治的」決定³⁵というものだ。

例えば、24条改憲論の中で家族に期待される高齢者扶養や介護は、制度上は「年金制度」と「介護保険」の成立によって、意識上は「子どもは親の扶養、介護をしなくてもかまわない」という社会意識の広まりによって家族の社会的機能からはずされるようになった。すなわち、生活苦や介護に欠ける高齢者が居た場合でも、それは家族の問題とはみなされず、政府や社会、個人の問題と見なされるようになってきているのである。

しかし、現実の政治は逆に向いている。男女共同参画社会基本法の改変を求める動きの中で、2003年7月23日には、超党派の国会議員により少子化社会対策基本法が成立し9月から施行された。

35 山田昌弘『迷走する家族』pp.19-20

衆議院での審議過程で「女性の自己決定権の考え方逆行する」との批判を受け、前文に「結婚や出産は個人の決定に基づく」の一文が盛り込まれたが、基本法は少子化社会に対応する基本理念や、国、地方公共団体の責務を明確にした上で、国民にも「家庭や子育てに夢をもち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努める責務」を課しているのである。

VI おわりに

21世紀の24条改憲論議は、従来からの家族に期待されてきた社会保障的機能に軍事的奉仕、労働者（兵士）の再生産機能をさらに加える方向に向かっており、それが24条の原理に反していることは明らかだ。本来24条は、家族の中の支配—被支配の関係を除去し、男性の支配の否定を意図して制定されたものだからだ。

しかし、国家の視点から「公共性」を再構築しようとする21世紀改憲論の動きがある一方で、市民自らが「公共性」の意味を定義し、公共圏を再構築しようとする動きもある。21世紀の24条改憲論に対するオルタナティブな改憲論として、「親密圏をめぐる政治」を最後に紹介しておきたい。

家族は非常に多義的な意味をもっており、「人間という存在の根っこに食い込んだルート・メタファとして、様々な人間集団に適用してきた」が、それは人々が「家族を求めてきたというよりは、〈親密さ〉を求めて家族という共存の形態を編み出してきたのだ」というところから「親密圏における政治」は始まる。そして、「男性／女性の性別役割分担にもとづく核家族という理念が逆に親密性を息苦しいものへと閉塞させ始めたのなら・・・共同家族などといったよりゆるい生活形態を考えることも必要」であり、親密さのかたちを「家族を突き抜けたところに生まれる『その他の親密な関係』」へ、即ち「セックスを排除したところで成り立つ親密性の可能性への問い」³⁶に変えていくこともできるのではないか。また、親密圏は生の歓びや生の意味に関わるだけでなく、「生の保障」にも関わっているものであり、親密圏の政治は生の保障／生きる場の保障をめぐる政治への可能性を提示する。

憲法24条は、「両性」「夫婦」という異性間の性愛を中心に書かれているが、21世紀改憲構想の中に24条改正も含めて考えるとしたら、新たな親密圏の模索、つまり、「男女の性の絆を中心にするのではなく、リプロダクションや、ケアの絆を中心とした場と捉えられるような改変」を望む方向性もあるのではないだろうか。

36 金井淑子 「親密圏とフェミニズム」 p38

参考文献

- 浅倉むつ子 2003『導入対話による ジェンダー法学入門』不磨書房
- 石田雄 1984 「日本における福祉観念の特質—比較政治文化の視点から」東京大学社会科学研究所編『福祉国家4 日本の法と福祉』東京大学出版会 pp.3-58
- 岩本美砂子 2005「日本のドメスティック・バイオレンス防止法（2001年制定をめぐる制定過程）」『法経論叢（三重大学）』22巻2号
- 植野妙実子 1997 「第24条」 小林孝輔・芹沢斉編 1997『別冊法学セミナー No.149 基本法コンメンタール〔第四版〕憲法』日本評論社 pp.149-152
- 植野妙実子 2005「基本的人権と国民の義務 家族のあり方」全国憲法研究会編『法律時報増刊憲法改正問題』日本評論社 pp.222-231
- 植野妙実子 2005『憲法二十四条 今、家族のあり方を考える』明石書房
- 荻野美穂 2001『中絶論叢とアメリカ社会 身体をめぐる戦争』岩波書店
- 金井淑子 2003「親密圏とフェミニズム」 斎藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版 pp.27-57
- 憲法24条を活かす会編 2005『個人・家族が国家にねらわれるとき』岩波ブックレット No.653
- スザン・J・ファー 1987「女性の権利をめぐる政治」坂本義和・R. E. ウォード編『日本占領期の研究』東京大学出版会, pp.459-504
- スザン・J・ファー／賀谷恵美子 1989『日本の女性活動家』勁草書房
- 高橋純子 2005 「なぜ区長は条例案を撤回したのか 荒川区「男女共同参画社会基本条例」顛末期」『論座』2005. 3 朝日新聞社, pp.182-193
- 竹信三恵子 2006「ジェンダーフリー バックラッシュと改憲」『ポリティーク 11号』2006年3月旬報社, pp.122-134
- 野崎綾子 2003「「親密圏」と正義感覚」 斎藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版 pp.155-179
- ベアテ・シロタ・ゴードン著 1995『1945年のクリスマス 日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝』柏書房
- 読売新聞社編 2004『憲法改正 読売試案2004年』中央公論社
- 利谷信義 1964 「家族」『法律時報』第36巻第11号 日本評論社 pp.110-115
- 利谷信義 1984 「福祉と家族—老親扶養を中心として」 東京大学社会科学研究所編『福祉国家4 日本の法と福祉』東京大学出版会 pp.183-248
- 中里見博 2005「現代改憲論における家族条項改変問題」『法律時報』日本評論社2005年77巻9号 pp.84-89
- 中里見博 2005「基本的人権と国家の義務 「男らしさ」と「女らしさ」」全国憲法研究会編『法律時報増刊憲法改正問題』日本評論社 pp.217-221
- 二宮周平 2002「家族の個人主義化と法理論～家族法理論の再検討」『法律時報』2002年74巻9号 pp.26-32
- 西本晃章 1982「親族関係と犯罪」中山研一・西原春夫・藤木秀雄・宮沢浩一編『現代刑法講座 第四巻刑法各論の諸問題』成文堂 pp.391-415
- 原田純孝 1997「家族法の史的変遷」『法律時報』96巻2号 pp.20-28

鹿児島県立短期大学紀要 第57号 (2006)

平井(疋田)京子 1990 「ヘーゲル『法哲学』における家族の人倫性」『九大法学』1990年3月29日発行 第五九号, pp.59-84

細谷実 2005 「男女平等化に対する近年の反動はなぜ起きるのか?」『世界』第738号 pp.96-105

細谷実 2006 「「ジェンダー・フリーをめぐるバックラッシュを読み解く」『法律時報』2006年78巻1号通巻965号 pp.53-57

山田昌弘 2005 『迷走する家族 戦後家族モデルの形成と解体』有斐閣

若桑みどり／加藤秀一／皆川満寿美／赤石千衣子 2006 『「ジェンダー」の危機を超える!』青弓社

渡辺治編 2002 『憲法「改正」の争点——資料で読む改憲論の歴史』旬報社

(2006年10月2日 受理)